

台風12号(ジョンダリ)による各港湾の警戒態勢・避難勧告等発令情報 (第2報)

【調査日時】 2018年7月30日 09:00

港名	第1警戒態勢	第2警戒態勢	備考	更新日時
横須賀	07/28 10:30 発令	07/28 15:00 発令		07/30 09:00
	07/29 06:00 解除	07/29 06:00 解除		
横浜	第1警戒態勢	第2警戒態勢		
東京	第1警戒態勢	第2警戒態勢		
千葉	07/28 06:00 発令			07/30 09:00
	07/28 21:30 解除			
木更津	07/27 21:00 発令	第2警戒態勢		07/30 09:00
	07/28 21:30 解除			
鹿島	第1警戒態勢	第2警戒態勢		07/30 09:00
		07/27 09:00 発令		
常陸那珂	07/27 21:00 発令	07/28 00:00 発令		07/30 09:00
	07/29 06:00 解除	07/29 06:00 解除		
日立	07/27 21:00 発令	07/28 00:00 発令		07/30 09:00
	07/29 06:00 解除	07/29 06:00 解除		
清水	07/28 05:00 発令	07/28 08:00 発令		07/30 09:00
	07/29 06:30 解除	07/29 06:30 解除		
田子の浦	07/28 05:00 発令	07/28 08:00 発令		07/30 09:00
	07/29 06:30 解除	07/29 06:30 解除		
御前崎	07/28 05:00 発令	07/28 08:00 発令		07/30 09:00
	07/29 06:30 解除	07/29 06:30 解除		
名古屋	07/28 04:00 発令	07/28 07:00 発令		07/30 09:00
	07/29 07:00 解除	07/29 07:00 解除		
四日市	07/28 04:00 発令	07/28 07:00 発令		07/30 09:00
	07/29 09:00 解除	07/29 09:00 解除		
衣浦	07/28 04:00 発令	07/28 08:00 発令		07/30 09:00
	07/29 08:00 解除	07/29 08:00 解除		
三河	07/28 03:00 発令	07/28 06:00 発令		07/30 09:00
	07/29 07:00 解除	07/29 07:00 解除		
大阪	第1体制 (避難準備勧告)	第2体制 (全船舶避難勧告)		07/30 09:00
	07/27 17:00 発令	07/28 18:00 発令		
神戸	07/29 09:00 解除	07/29 09:00 解除		07/30 09:00
	第1体制 (避難準備勧告)	第2体制 (全船舶避難勧告)		
和歌山北	07/27 17:00 発令	07/28 18:00 発令		07/30 09:00
	07/29 09:00 解除	07/29 09:00 解除		
姫路	第1警戒態勢	第2警戒態勢		07/30 09:00
	07/28 14:00 発令	07/28 17:00 発令		
坂出	07/29 08:00 解除	07/29 08:00 解除		07/30 09:00
	第1警戒態勢	第2警戒態勢		
水島	07/28 19:00 発令	07/28 23:00 発令		07/30 09:00
	07/29 10:30 解除	07/29 10:30 解除		
広島	07/28 17:00 発令	07/29 05:00 発令		07/30 09:00
	07/29 15:00 解除	07/29 15:00 解除		
北九州	第1警戒態勢	第2警戒態勢		07/30 09:00
	07/29 06:00 発令			
下関	07/30 06:00 解除			07/30 09:00
	第1警戒態勢	第2警戒態勢		
刈田	07/29 06:00 発令			07/30 09:00
	07/30 06:00 解除			
松浦	第1警戒態勢	第2警戒態勢		07/30 09:00
博多	避難準備	避難勧告		07/30 09:00
	07/29 08:30 発令			
大分	07/30 08:30 解除			07/30 09:00
	第1警戒態勢	第2警戒態勢		
大分	07/29 06:00 発令			07/30 09:00
	07/30 06:00 解除			

【本情報利用上のご注意】

1. 本情報は各港湾の港長より発表される港湾の警戒態勢情報を、弊社が独自に収集した情報です。
2. 提供対象港は弊社のサービス対象港のみとなります。
3. 本情報で取り扱う「警戒態勢」あるいは「全船舶避難勧告」とは船舶運航に対して適用されるものであり、各ターミナルの運用状況を示すものではありません。
4. 警戒態勢が発令されると、一般的には、「第1次態勢」では接岸中船舶については避難準備、「第2次態勢」「全船舶避難勧告」では入港が中止される他、接岸中船舶については荷役を中断し、港外への退避が実施されます。但し、この基準については各港で独自に定めている場合もあり、必ずしも同一ではありません。
5. 本情報の利用により生じた直接的、間接的損害について、弊社では一切の責任を負うことはできません。